

豊岡市立出石総合スポーツセンター

区分	利用料金				
	午前 8 時30分 から午後 零時 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで	午後 7 時30分 から午後 9 時 30分まで
陸上競技場	2,200円	2,900円		1,500円	
野球場	2,700円	3,600円		1,800円	1,800円
テニスコート（1面につき）	午前 8 時30分 から午後 零時 まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで	午後 7 時30分 から午後 9 時 30分まで
	700円	500円	500円	500円	500円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。
- 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。
- 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。
- 4 野球場夜間照明施設を使用する場合は、30分当たり、その全部を点灯して使用する場合はあつては1,600円、その一部を点灯して使用する場合はあつては1,000円をそれぞれ加算する。
- 5 テニスコート夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり1面につき400円を加算する。
- 6 陸上競技場を個人が単独練習のためにその一部を使用する場合は、利用料金は、使用時間が2時間未満の場合は、無料とする。
- 7 野球場の本部席（放送室を含む。）の冷暖房を使用する場合は、1時間あたり300円を加算する。